

令和 6 年 4 月

保護者の皆様へ

寝屋川市立第一中学校
校長 宮崎 浩太郎
寝屋川市立 東 小学校
校長 野村 理恵
寝屋川市立中央小学校
校長 井戸 美和

緊急災害時の児童・生徒の対応措置について

春暖の候、平素は寝屋川一中校区教育発展のためにお力添えをいただき、有難うございます。

さて、毎年のように地震、猛暑、台風と自然災害が発生しております。各校でも緊急災害時の対応措置について出しておりますが、市教委からのマニュアルとも合わせて、一中校区でのマニュアルを作成していますのでお知らせいたします。ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. ＜気象警報発表時の対応＞

【暴風警報・特別警報発表時】

1. 午前7時 現在で警報が 発表されてい る場合	・児童・生徒の登校は見合わせ、自宅待機させる。
2. 午前9時 までに警報が 解除された場 合	・午前10時の始業とする。 ＜給食について＞ ・小学校は、給食を実施するが、献立・給食開始時刻等については、状況に応じて対応する。 ・中学校は、休校が予想される場合、 <u>前日（土・日・祝日を含む場合は、その前日）の午前中に、給食の有無が、施設給食課より連絡されるので、それにあわせて対応する。</u>
3. 午前9時 現在で警報が 解除されてい ない場合	・臨時休業とする。
4. 児童・生 徒が 在校 時に 警報が発表さ れた場合	・気象情報に注意し、下記の措置をとる。 ①直ちに緊急一斉下校の措置をとる。 下校に際しては、児童・生徒の安全を第一に考え、教職員が付き添うとともに、緊急連絡網等で保護者に連絡する。 <u>※但し、特別警報の際は、①はなく、即②の保護者への引き渡しによる下校措置とする。</u> ②緊急一斉下校が、危険であると判断される場合は、児童・生徒の安全に十分配慮の上、児童・生徒を校内にとどめ、緊急連絡網等で保護者に連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ③保護者不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。 【警報解除の時】 ・児童・生徒を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置を講じる。

2. ＜地震発生時の対応＞

1. 児童・生徒が在宅時	【震度4以下の場合】 ・原則、平常授業とする。 (被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もある。) 【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とする。
2. 児童・生徒が登下校中	・大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難させる。その後、速やかに児童・生徒の安否確認を行う。 【震度4以下の場合】 ・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行う。 ・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。(被害状況によっては、必要に応じ、緊急連絡網等で保護者に連絡する。) 【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ・保護者不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。
3. 児童・生徒が在校時	・大きな揺れを感じた場合、机の下に隠れる、窓から離れる等、自分の身を守る行動をとらせる。揺れが収まった後、速やかに、安全な場所へ避難誘導し、保護・監督にあたる。その後、速やかに児童・生徒の安否確認を行う。 【震度4以下の場合】 ・校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開する。 ・下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。(被害状況によっては、必要に応じ、緊急連絡網等で保護者に連絡する。) 【震度5弱以上の場合】 ・臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ・保護者不在家庭に対しては、児童・生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。

※特別警報・警報・注意報は、二次細分区域単位で発表されます。二次細分区域とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域で、**市町村を原則としています**。なお、特別警報・警報・注意報の発表状況を、地域的に概観するため、市町村等をまとめた地域（**寝屋川市は東部大阪**）で報道されることがあります。

※（参考）特別警報について

○ 大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪

【大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪】警報の基準をはるかに超える、危険度の高いものが「○○特別警報」として発表される。 ※『洪水』は特別警報の設定なし。

○ 津波・噴火

危険度が非常に高いレベルの警報が「特別警報」として位置付けられている。

※大津波警報、噴火警報（噴火警報レベル4以上及び居住区域）